二　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から十三号までを順次結んだ線及び標柱一号と十三号を結んだ線に囲まれた土地の区域
滋賀県犬上郡多賀町萱原
字瀧栄　一一一二六番　一号から三号まで
一一一二五番　四号から六号まで
字後藤谷　一一一九番　七号
一一一八七番　八号から十三号まで

○国土交通省告示第八百九十四号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定する。
砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。
平成二十四年八月七日
国土交通大臣　羽田雄一郎

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
前川支流

二　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から百十二号までを順次結んだ線及び標柱一号と百十二号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和四十五年建設省告示第千百八十八号で指定した同号ハに掲げる土地の区域を除く。）
滋賀県蒲生郡日野町小野
字堂田
一二〇九番三地先河川敷　一号及び百十二号
一二〇九番三　一号、百十号及び百十二号
七六七番　九三号、百八号及び百九七号
七六番　四号及び百七号
字里之内
一四六番二　一五号から九号及び百六号
一五一番六　一号から十二号及び百六号まで
一五一番九　一号から十三号及び十五号から十九号まで
一五〇番三　一六号から十八号まで
一五九番　一号から八号及び十一号から十二号まで
一六四番二　一号から二十四号まで
一六五番四　一号から二十七号まで

一六五番二　一号から二十八号及び二十九号まで
一六五番三　一号から三十二号まで
一七〇番二　一号から三十四号
一六七番　一号から三十七号まで
一六八番二　一号から三十九号
一六四番二地先道路敷　一号から八十一号まで
一六〇番　一号から八十四号まで
一四四番四　一号から九十九号まで
一四四番四地先道路敷　一号
字湯屋谷
三二五番二　一号から十八号まで
字遠見ヶ峯
九七番　一号から六十三号まで
九八番　一号から六十九号まで
字瀬戸山
九九番　一号から七十三号まで
一六三番　一号から七十六号まで

○国土交通省告示第八百九十五号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定による以下の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。
平成二十四年八月七日
国土交通大臣　羽田雄一郎

第1　起業者の名称　国土交通大臣
第2　事業の種類　一般国道45号改築工事（三陸縦貫自動車道・宮城県登米市東和町米谷字岩の沢地内から同市東和町米谷字福平山地内まで及び同県本吉郡南三陸町入谷字桜沢地内から同町志津川字小森地内まで）及びこれに伴う町道付替工事
第3　起業地
1　収用の部分　宮城県登米市東和町米谷字岩の沢、字越路、字大嶺、字福平及び字福平山地内
宮城県本吉郡南三陸町入谷字桜沢及び字大船沢並びに志津川字小森地内
2　使用の部分　宮城県登米市東和町米谷字大嶺、字福平及び字福平山地内
宮城県本吉郡南三陸町入谷字桜沢及び字大船沢並びに志津川字小森地内
第4　事業の認定をした理由
申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。
1　法第20条第1号の要件への適合性
申請に係る事業は、宮城県登米市東和町米谷字岩の沢地内の登米東和インターチェンジから同県本吉郡南三陸町志津川字小森地内の志津川インターチェンジ（仮称）までの延長11.1kmの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「一般国道45号改築工事（三陸縦貫自動車道）及びこれに伴う町道付替工事」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。
本件事業のうち、「一般国道45号改築工事（三陸縦貫自動車道）」（以下「本体事業」という。）は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第2号に掲げる一般国道に関する事業であり、また、本体事業の施行により遮断される町道の従来の機能を維持するための付替工事は、同条第4号に掲げる市町村道に関する事業であり、いずれも法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。
したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。
2　法第20条第2号の要件への適合性
一般国道の改築は、道路法第12条の規定により国土交通大臣が行うものとされており、本件区間は、同法第13条第1項の指定区間に該当することなどから、起業者である国土交通大臣は、本件事業を遂行する充分な意思と能力を有すると認められる。
したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。
3　法第20条第3号の要件への適合性
(1)　得られる公共の利益
一般国道45号（三陸縦貫自動車道。以下「本路線」という。）は、仙台市を起点とし、石巻市、気仙沼市、陸前高田市、釜石市等を経由して宮古市に至る延長約248kmの自動車専用道路である。
本路線が通過する石巻市、気仙沼市、陸前高田市、釜石市、宮古市等（以下「三陸沿岸地域」という。）は沿岸漁業や養殖漁業が盛んであり、水産品を仙台地域、首都圏等へ出荷していたが、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う大津波等（以下これらの災害を総称して「東日本大震災」という。）により多くの生命や財産が奪われるなど、壊滅的な被害を受けた地域である。
三陸沿岸地域には、物流等を担う主要幹線道路として一般国道45号及び一部供用済みの本路線があるが、本件区間に対応する一般国道45号（以下「現道」という。）は、道路構造令（昭和45年政令第320号）に定める道路幅員、最小曲線半径及び最急縦断勾配を満たさない区間があるほか、東日本大震災時には道路損壊、浸水等により長期間全面通行止めになるなど、自然災害等による通行止めが行われており、主要幹線道路としての機能を十分に発揮していない状況にある。
本件事業の完成により、既に供用済み又は供用予定である本路線の他の区間と一体となって三陸沿岸地域と仙台地域とを結ぶ高速交通ネットワークが形成されることから、自動車交通の高速化及び定時性の確保による利便性が向上し、物流の効率化等により地域経済の活性化が図られ、三陸沿岸地域の早期復興に寄与するとともに、自然災害時等における現道の代替路が新たに整備されるなど、安全かつ円滑な自動車交通の確保に寄与することが認められる。
なお、本件事業が生活環境等に与える影響については、起業者が「環境影響評価の実施について」（昭和59年8月閣議決定）等に基づき、平成11年4月に大気質等について環境影響評価を実施しており、その結果によると、いずれの評価項目においても環境基準を満足すると評価されている。また、計画交通量の見直し及び環境影響評価以降に新たに得られた知見を踏まえ、起業者が平成23年11月に環境影響評価法（平成9年法律第81号）等に準じて、任意で環境影響評価の照査を実施したところ、いずれの項目においても環境基準等を満足するとされている。
したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。
(2)　失われる利益
上記の環境影響評価その他の調査等によると、本件区間内及びその周辺の土地において、動物については、文化財保護法（昭和25年法律第214号）による特別天然記念